



佐賀県公報

平成18年
11月1日
(水曜日)
第12826号

◎印は、県例規集に登載するもの

目次

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(六五二・長寿社会課)	一
◎鳥獣保護区の設定の一部改正	(六五三・生産者支援課)	一
◎銃猟禁止区域の指定	(六五四・)	二
○道路の区域の変更	(六五五・道路課)	三
○道路の供用開始	(六五六・)	三
○公有水面埋立てに関する工事の竣工認可	(六五七・港湾課)	四
◎海岸保全区域の指定の一部改正	(六五八・)	四
◎	(六五九・)	七
公 告		
○平成十八年度佐賀県准看護師試験の実施	(医 務 課)	九
○肥料登録の有効期間の更新	(園 芸 課)	一〇
○国土調査法に基づく地籍調査成果の認証	(土地対策課)	一〇
○土地改良区役員の就任届	(農地整備課)	二

○ 告 示

◎佐賀県告示第六百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十八年十一月一日

佐賀県知事 古 川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問入浴介護	好日の園訪問入浴介護センター	鹿島市古枝乙一〇三五番地二	平成一八・九・三〇

◎佐賀県告示第六百五十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、基山鳥獣保護区の区域を変更し、及び同条第七項の規定により存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（昭和六十一年佐賀県告示第千十四号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月一日

佐賀県知事 古 川 康

第二号及び第三号を次のように改める。

二 区 域

三 養基郡基山町の福岡県と佐賀県の県界と町道長葉山線との交点を起点とし、同町道を南へ進み町道三国・丸林線との交点に至り、同町道を南西へ進み町道城戸一号线との交点に至り、同町道を南西へ進み町道天台寺線との交点に至り、同町道を西へ進み町道中山線との交点に至り、同町道を南へ進み県道基山公園線に至り、同町道を西へ進み同県道の終点に至り、同所から里道を北西へ進み契山の谷に至り、同所を北西へ契山の谷に沿って進み佐賀県と福岡県の県界に至り、同県界を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

第三号の次に次の一号を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、県東部に位置し、基山頂上付近はサクラ、サザンカなどが植樹されており、メジロやウグイスをはじめとする森林に生息する小型の野鳥が生息していることから、今後とも鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

◎佐賀県告示第六百五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。

平成十八年十一月一日

佐賀県知事 古川 康

その(一)

一 名称

神集島銃猟禁止区域

二 区域

唐津市神集島全域

三 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

その(二)

一 名称

菅牟田銃猟禁止区域

二 区域

唐津市神田の県道唐津肥前線と平木場ダムとの交点を起点とし、同ダムえん堤を東へ進み農道との交点に至り、同農道を山田峠まで進み県道千々賀神田線との交点に至り、同県道を南西へ進み市道山田峠菅牟田線との交点に至り、同市道を南西へ進み林道山田線との交点に至り、同林道を南西へ進み市道山田竹木場線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道菅牟田八谷線との交点に至り、同市道を北へ進み県道唐津肥前線との交点に至り、同県道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

その(三)

一 名称

大野原銃猟禁止区域

二 区域

嬉野市嬉野町の長崎県と佐賀県の県界と農道宇坪線との交点を起点とし、同農道を東へ進み大野原演習場の境界との交点に至り、同境界を南へ進み県界との交点に至り、同県界を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

その(四)

一 名称

巨勢川調整池銃猟禁止区域

二 区域

佐賀市金立町大字薬師丸字牟田口の巨勢川と市の江幹線水路が合流する地点を起点とし、同水路を西へ進み大字千布字筑州三本柳の里道との交点に至り、同里道を北へ進み大字千布字雲州三本松の黒川を渡った地点に至

り、同地点から東へ進み巨勢川との交点に至り、同川を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域(巨勢川調整池全域)

三 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

その(五)

一 名称

城戸・宮浦銃猟禁止区域

二 区域

三養基郡基山町の福岡県と佐賀県の県界と鳥栖筑紫野有料道路との交点を起点とし、同有料道路を南西へ進み県道基山公園線との交点に至り、同県道を北西へ進み町道中山線との交点に至り、同町道を北へ進み町道天台寺線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道城戸一号線との交点に至り、同町道を北東へ進み町道三国・丸林線との交点に至り、同町道を東へ進み町道長葉山線との交点に至り、同町道を北東へ進み佐賀県と福岡県との県界に至り、同県界を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

◎佐賀県告示第六百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十一月一日から平成十八年十一月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		区域	
	前	後	幅員メートル	延長メートル

一般国道 三二三号	佐賀市富士町大字栗並字九郎二七五八番一地先から	佐賀市富士町大字大野字一本松一〇六七番三地先まで	九〇・七	一、七四六・九
	佐賀市富士町大字栗並字九郎二八八番地先まで	佐賀市富士町大字大野字入道七一〇番一地先から	七・五	
一般国道 三二三号	佐賀市富士町大字栗並字九郎二七五八番一地先から	佐賀市富士町大字大野字一本松一〇六七番三地先まで	五二・九	一〇九・一
	佐賀市富士町大字栗並字九郎二八八番地先まで	佐賀市富士町大字大野字入道七一〇番一地先から	八・七	
一般国道 三二三号	佐賀市富士町大字栗並字九郎二七五八番一地先から	佐賀市富士町大字大野字一本松一〇六七番三地先まで	一一・五	二九二・七
	佐賀市富士町大字栗並字九郎二八八番地先まで	佐賀市富士町大字大野字入道七一〇番一地先から	七・六	
一般国道 三二三号	佐賀市富士町大字栗並字九郎二七五八番一地先から	佐賀市富士町大字大野字一本松一〇六七番三地先まで	七・六	二三五・〇
	佐賀市富士町大字栗並字九郎二八八番地先まで	佐賀市富士町大字大野字入道七一〇番一地先から	七・六	

◎佐賀県告示第六百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十一月一日から平成十八年十一月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三二三号	佐賀市富士町大字栗並字九郎二七五八番一地先から 佐賀市富士町大字大野字一本松一〇六七番三地先まで 佐賀市富士町大字大野字入道七一〇番一地先から 佐賀市富士町大字大野字一本松七三二番地先まで	平成一八・一一・一

◎佐賀県告示第六百五十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立に関する工事の竣工を認可した。

平成十八年十一月一日

呼子港港湾管理者

佐賀県知事 古川 康

一 竣工認可の年月日 平成十八年十月二十日

二 竣工認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 唐津市

(二) 住所 唐津市西城内一番一号

(三) 代表者の氏名 唐津市長 坂井 俊之

三 埋立区域

(一) 位置 唐津市呼子町呼子千七百四十番一、千七百四十番七及び千七百四十番四並びに千七百四十番三、千七百四十番六及び千七百三十五番一に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域 次の①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点から

二三七度三〇分二秒一〇・〇〇メートルの地点を円心とする半径

一〇・〇〇メートルの円周で③の地点と④の地点を結ぶ南東側の円

弧、④の地点と⑤の地点を結んだ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ昭

和五十九年八月九日付け佐賀県指令五十九港第千六百六十九号で竣工

認可された埋立地と公有水面との境界線(D・Lプラス二・四六メー

トルにより決定)及び⑥の地点と①の地点を結ぶ平成十六年一月七

日付け佐賀県指令十五港第三号で竣工認可された埋立地に接する無

番地と公有水面との境界線(D・Lプラス二・四六メートル)によ

り囲まれた区域

①の地点 国土地理院加部島三角点(北緯三三度三三分三七秒四四、東経

一二九度五二分四秒五四)から八七度五二分三八秒一四二三・

五七メートルの地点

②の地点 ①の地点から五七度三〇分二二秒三四・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一四七度三〇分二二秒六一・四八メートルの地点

④の地点 ③の地点から一九八度五九分四八秒一五・六五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二五〇度二九分一三秒二一・〇五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三三七度二五分〇九秒二一・七七メートルの地点

(三) 面積 二、二八六・二〇平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

(一) 年月日 平成十年一月十二日

(二) 番号 佐賀県指令九港第四号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 唐津市

◎佐賀県告示第六百五十八号

海岸保全区域の指定(昭和三十三年佐賀県告示第九十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月一日

佐賀県知事 古川 康

「唐津港海岸	西唐津地区海岸	中ノ瀬地先海岸	起点	唐津市西唐津三丁目6861番地の2	
			終点	” 海岸通り又7181番地の4(西港内防波堤基部)	㊦
			延長	544.5米	
			区域の幅	石積前面肩から直角に陸地の方向へ20米、水面の方向へ50米	」
「唐津港海岸	海岸通地区海岸	海岸通地先海岸の(一)	起点	唐津市海岸通り又7182番地の4(西港内防波堤基部から南78米)	
			終点	” 7181番地の5(恵比須橋左岸下流)	㊦
			延長	319.5米	
			区域の幅	石積前面肩から直角に陸地の方向へ10米、水面の方向へ30米	」
「唐津港海岸	海岸通地区海岸	海岸通地先海岸の(一)	基点1、2、3、4、5、6、7、8、9を順次結んだ線及び基点9と補助点9、8、7、6、5、4、3、2、1の3、1の2、1の1と基点1とを順次結んだ線により囲まれた区域		
			基点 1	標柱の位置 唐津市海岸通7181-2番地先 (北緯33度27分10秒東経129度57分15秒)	
			2	基点1から方位角189度03分42秒の方向に120.97mの点	
			3	基点2から方位角145度38分03秒の方向に24.17mの点	
			4	基点3から方位角117度00分40秒の方向に79.21mの点	
			5	基点4から方位角42度22分47秒の方向に56.90mの点	
			6	基点5から方位角130度20分10秒の方向に15.44mの点	
			7	基点6から方位角177度09分16秒の方向に68.96mの点	
			8	基点7から方位角129度39分54秒の方向に20.58mの点	
			9	基点8から方位角164度15分38秒の方向に11.56mの点	㊦
			補助点 9	基点9から方位角81度43分04秒の方向に40.34mの点	
			8	補助点9から方位角344度15分38秒の方向に30.35mの点	
			7	補助点8から方位角306度49分09秒の方向に15.34mの点	
			6	補助点7から方位角357度09分16秒の方向に67.48mの点	
			5	補助点6から方位角313度10分55秒の方向に71.36mの点	
			4	補助点5から方位角222度22分47秒の方向に65.01mの点	

「唐津港海岸 大島地区海岸 大島地先海岸の(二) 起点 唐津市大島町7263番地の2
 終点 " (唐津海員学校防波堤基部)
 延長 200米
 区域の幅 石積前面肩から直角に陸地の方向へ20米、水面の方向へ50米
 基点1、2、3を順次結んだ線及び基点3と補助点2、1と基点1とを順次結んだ線により囲まれた区域」

3 補助点4から方位角297度56分35秒の方向に23.47mの点
 2 補助点3から方位角9度03分42秒の方向に165.12mの点
 1の3 補助点2から方位角274度09分53秒の方向に60.22mの点
 1の2 補助点1の3から方位角226度37分59秒の方向に38.09mの点
 1の1 補助点1の2から方位角139度47分33秒の方向に30.65mの点

北

226.9°

「唐津港海岸 大島地区海岸 大島地先海岸の(二) 基点1、2、3を順次結んだ線及び基点3と補助点2、1と基点1とを順次結んだ線により囲まれた区域」

基点 1 標柱の位置 唐津市東大島町2-24番地先
 (北緯33度28分17秒東経129度58分00秒)
 2 基点1から方位角303度45分31秒の方向に40.31mの点
 3 基点2から方位角139度35分55秒の方向に64.52mの地点
 補助点 2 基点3から方位角103度32分53秒の方向に60.00mの点
 1 補助点2から方位角193度35分55秒の方向に22.69mの点

」

◎佐賀県告示第六百五十九号

海岸保全区域の指定(昭和五十二年佐賀県告示第二百十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月一日

佐賀県知事 古川 康

西の浜地区海岸	
基点1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16を順次結んだ線及び基点16と補助点16の1、16の2、11の1、6の2、6の1、5の1、4の1、3の1、2の1、1の1と基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点1 江の尻川崎右岸橋台下流側親柱北西端	基点1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16を順次結んだ線及び基点16と補助点16の1、16の2 基点1 江の尻川崎右岸橋台下流側親柱北西端 2 基点1から方位角62度50分方向へ40mの地点 3 基点2から方位角130度50分方向へ260mの地点 4 基点3から方位角124度35分方向へ195mの地点 5 基点4から方位角112度20分方向へ315mの地点 6 基点5から方位角93度50分方向へ190mの地点 7 城内西181の13の北西線 8 基点6から方位角85度60分方向へ178mの地点 9 基点8から方位角72度方向へ45mの地点 10 基点9から方位角93度方向へ130mの地点 11 基点10から方位角110度50分方向へ80mの地点 12 基点11から方位角121度50分方向へ100mの地点 13 基点12から方位角96度50分方向へ90mの地点 14 基点13から方位角38度方向へ140mの地点 15 基点14から方位角94度方向へ40mの地点 16 基点15から方位角49度50分方向へ20mの地点 補助点16の1 基点16から方位角30度60分方向へ55mの点 16の2 基点16から方位角20度方向へ350mの点 11の1 基点11から方位角360度方向へ540mの点 6の2 基点6から方位角13度方向へ500mの点 6の1 基点6から方位角355度50分方向へ70mの点 5の1 基点5から方位角20度50分方向へ75mの点 4の1 基点4から方位角25度方向へ80mの点 3の1 基点3から方位角32度方向へ70mの点 2の1 基点2から方位角2度方向へ70mの点 1の1 基点1から方位角318度50分方向へ50mの点

西の浜地区海岸

基点1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14を順次結んだ線及び基点14と補助点11、10、9、8、7、6、5、4、3、2、1と基点1とを順次結んだ線により囲まれた区域

基点1 標柱の位置 唐津市西の浜町890-14番地先
(北緯33度27分13秒 東経129度57分42秒)

- 2 基点1から方位角46度05分40秒の方向に38.78mの点
- 3 基点2から方位角133度58分22秒の方向に273.98mの点
- 4 基点3から方位角125度47分53秒の方向に199.67mの点
- 5 基点4から方位角113度41分32秒の方向に312.75mの点
- 6 基点5から方位角88度28分46秒の方向に303.36mの点
- 7 基点6から方位角85度40分52秒の方向に147.26mの点
- 8 基点7から方位角97度29分00秒の方向に89.67mの点
- 9 基点8から方位角106度45分55秒の方向に94.47mの点
- 10 基点9から方位角114度38分24秒の方向に93.01mの点
- 11 基点10から方位角196度28分33秒の方向に30.94mの点
- 12 基点11から方位角102度55分34秒の方向に76.75mの点
- 13 基点12から方位角37度38分37秒の方向に138.68mの点
- 14 基点13から方位角87度28分12秒の方向に49.55mの点
- 補助点11 基点14から方位角47度40分32秒の方向に64.10mの点
- 10 補助点11から方位角11度52分29秒の方向に238.20mの点
- 9 補助点10から方位角289度04分05秒の方向に486.78mの点
- 8 補助点9から方位角262度33分56秒の方向に327.06mの点
- 7 補助点8から方位角186度59分05秒の方向に342.67mの点
- 6 補助点7から方位角286度23分32秒の方向に178.78mの点
- 5 補助点6から方位角300度44分24秒の方向に182.87mの点
- 4 補助点5から方位角313度23分12秒の方向に240.45mの点
- 3 補助点4から方位角322度49分27秒の方向に164.61mの点
- 2 補助点3から方位角286度35分08秒の方向に141.30mの点
- 1 補助点2から方位角230度01分23秒の方向に179.61mの点

22826号

○ 公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成18年度佐賀県准看護師試験を次のとおり行います。

平成18年11月1日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験日時

(1) 実施日 平成19年2月16日（金）

(2) 試験時間 13時30分から16時00分まで

2 試験場所

佐賀女子短期大学付属佐賀女子高等学校（佐賀市与賀町153番地）

3 試験科目

人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防 看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成19年3月までに修業する見込みの者を含む。）

(2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成19年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

(3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成19年3月までに修業する見込みの者を含む。）

(4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成19年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

(5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

(6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で(5)に該当しないで、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

5 試験方法

四股択一方式による筆記試験

6 受験願書の受付期間

平成19年1月4日（木）から1月11日（木）まで

なお、郵送の場合は、平成19年1月11日付けの消印のあるものまで受け付けます。

7 受験願書の提出先

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉本部医務課看護担当

8 試験手数料及び納入方法

試験手数料として、6,900円の佐賀県収入証紙を受験願書の所定の位置に貼り付けてください。

また、郵便により受験願書を提出する際、佐賀県収入証紙が手に入らない場合は郵便局が発行する郵便小為替証書（受取人は指定しないこと）を添付し書留としてください。

なお、受験願書受理後は、既納の手数料は返還しません。

9 提出書類

(1) 受験願書

(2) 修業又は卒業証明書等、4に掲げる受験資格を有する者であることを証する書類（平成19年3月までに修業又は卒業する見込みの者は、修業見込み証明書又は卒業見込み証明書）

(3) 写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、正面及び上半身の写真で縦6センチメートル、横4センチメートルのものを受験願書の所定の欄に貼り付けてください。）

10 受験票の交付
 受験者に対する受験票の交付は、原則として各准看護師学校養成所宛に一括送付することによって行います。

個人受け分けは、個人宛に郵送します。

11 合格発表

平成19年3月14日(水) 午前10時 県庁玄関前に掲示するとともに佐賀県庁ホームページ (<http://www.pref.sagal.jp>) に掲載します。

合格者には、合格証書を交付します。

12 受験者の開示請求

佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定に基づき開示請求等の特例(簡易開示)に係る事務取扱要領により開示します。

(1) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月間

(平成19年3月14日(水)から4月13日(金)まで。土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 開示を行う場所 佐賀県健康福祉本部医務課

(3) 開示を行う内容 総合得点

(4) 開示請求の受付 受験票等にて本人であることを確認

(5) 開示の方法 閲覧

13 その他

(1) 受験願書等用紙は、佐賀県健康福祉本部医務課看護担当宛に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は願書等を送付する返信用封筒(A4サイズ)にて先を明記し、120円切手をはったもの)を同封してください。

(2) 受験願書提出の際、郵便にて提出する場合は、受験票を送付する返信用封筒(定型サイズ)にて先を明記し、80円切手をはったもの)を同封してください。

(3) 修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成19年3月7日(水)までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください(学校毎に受験者を連名して証明することも可。)

(4) 当日は筆記用具、受験票、上履きを携行し、入室開始時刻の12時30分から13時までには試験会場に入室してください(会場での飲食及び喫煙は不可。)

(5) 受験手続等問い合わせ先

佐賀県健康福祉本部医務課看護担当

電話 代表 0952-24-2111(内線1818)

直通 0952-25-7073

E-mail immu@pref.sagal.jp

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成18年11月1日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証分量	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
佐賀県肥第709号	混合有機質肥料	混合有機質	窒素全量 9.0% りん酸全量 4.0%		理研農産 化工株式会社	佐賀市大 財北町2 番1号	平成21年 10月19日
佐賀県肥第710号	混合有機質肥料	ハワーファット シユフ	窒素全量 4.0% りん酸全量 4.0%		理研農産 化工株式会社	佐賀市大 財北町2 番1号	平成21年 11月9日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査(地籍調査)の成果を次のとおり認証した。

平成18年11月1日

佐賀県知事 古川 康

- 1 調査を行った者の名称
江北町
- 2 調査を行った時期
平成17年7月7日から平成18年8月30日まで
- 3 成果の名称
江北町の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
江北町大字山口の一部
- 5 認証年月日
平成18年11月1日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、兵庫北部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。
平成18年11月1日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	就退任年月日
理事	貞崎 嘉治	佐賀市兵庫町大字若宮483番地	平成18年9月26日退任
”	高木 義人	” ” ” 496番地	平成18年9月27日就任

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年十一月一日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷



R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています